

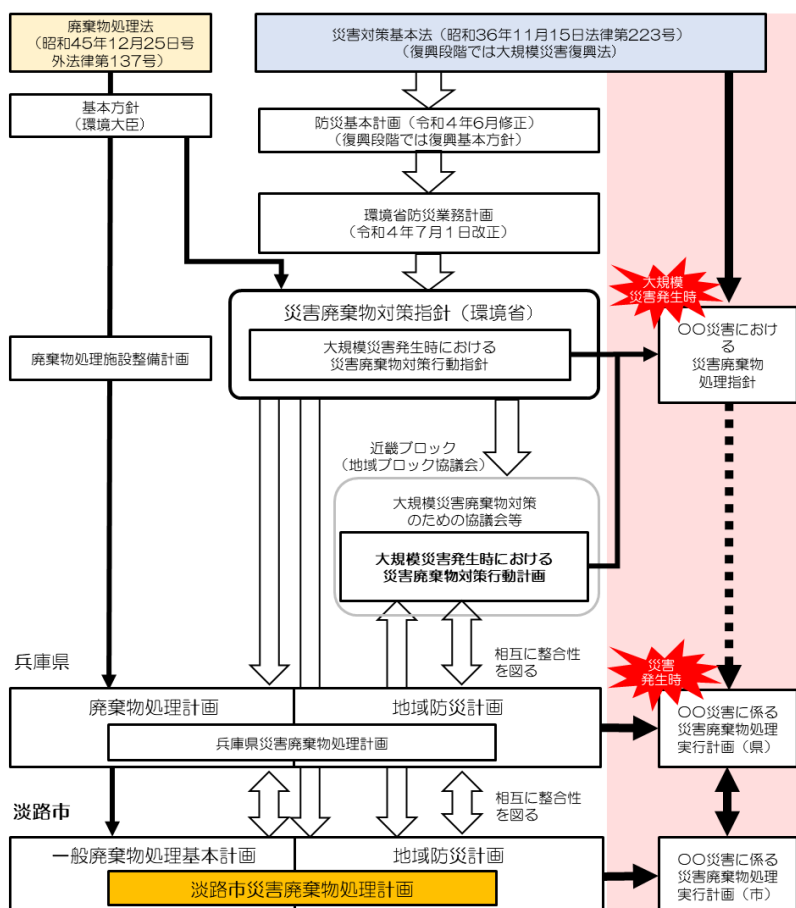
淡路市災害廃棄物処理計画【概要版】

□ 計画策定の背景及び目的

- 平成23年3月に発生した東日本大震災では、大規模地震とこれによる津波の影響で被害が広範囲におよび、膨大な災害廃棄物と津波堆積物が発生した。さらに、その処理にあたって市町村が混乱したため、被災地の復旧・復興の大きな障害となった。
- 本市においては、一般廃棄物である災害廃棄物の統括的な処理責任を果たすとともに令和2年3月に策定した淡路市国土強靭化計画において、被災により大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態を回避するためにも災害廃棄物処理計画の必要性と重要性を認識し、平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目的として「淡路市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定した。

□ 計画の位置づけ

- 本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月策定、平成30年3月改正）（以下「指針」という。）に基づき、県計画と整合を図りつつ、本市の特性を踏まえた上で、災害廃棄物処理を円滑かつ迅速に行うために必要な基本的事項を示したものであり、災害対応全般を示す本市地域防災計画と一般廃棄物処理に係る基本的な計画である「淡路市一般廃棄物処理基本計画」（令和3年8月策定）を災害廃棄物処理の観点から補完するものである。
- 本市で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。



□ 対象とする災害

- 本計画で想定する災害については、地域防災計画で対策上想定すべき災害（地震災害、水害）を対象とする。

想定する災害（地震）

項 目	内 容
想 定 地 震	南海トラフ巨大地震
予 想 規 模	マグニチュード9.0（震度6強）※冬夕方18時
建 物 全 壊 棟 数	1,969棟
建 物 半 壊 棟 数	6,732棟
避 難 人 口	3,699人

想定する災害（水害）

項 目	内 容
想 定 水 害	市内河川の氾濫（洪水）
建 物 半 壊 棟 数	442棟
床 下 浸 水 棟 数	1,698棟
避 難 人 口	不明

□ 処理主体

- 災害廃棄物は一般廃棄物とされていることから、本市が処理の責任を負う。
- ただし、本市が地震や津波等により甚大な被害を受け、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合においては、県に事務委託を行うこととする。

□ 災害廃棄物処理の基本的な考え方

- 本市における災害廃棄物の処理に関する基本方針は、以下のとおりである。

基本方針	内容
衛生的かつ迅速な処理	大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が無いよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短期間での処理を目指す。
分別・再生利用の推進	災害廃棄物の埋立処分量を削減するため、分別を徹底し、再生利用、再資源化を推進する。
処理の協力・支援、連携	本市による自己処理を原則とするが、自己処理が困難であると判断した場合は、都道府県や国、他の地方自治体及び民間事業者等の協力・支援を受けて処理する。
環境に配慮した処理	災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。

□ 処理スケジュール

- 過去の大規模災害の事例では、最大3年以内に処理業務を完了していることから、処理期間を3年とした場合、以下のスケジュールを目安とする。
- なお、実際に災害が発生した際には、被災状況によって処理期間を再検討する。

	1年目		2年目		3年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
仮置場設置	■					
災害廃棄物の搬入	■	■	■	■		
災害廃棄物の処理	■	■	■	■	■	
仮置場の撤去						■

□ 組織体制・協力支援体制

- 発災直後の配備体制と業務は、地域防災計画のとおりとし、生活環境班を中心に災害廃棄物の処理を行う。
- 本市のみでは迅速な災害廃棄物処理の実施が困難な場合、県や他市町村、関係団体、民間事業者等(協定締結事業者を含む)に支援を要請し、連携して対応を行う。

□ 住民等への啓発・広報

- 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、住民の理解が重要である。特に仮置場の設置・運営、ごみの分別徹底、便乗ごみの排出防止等においては、周知すべき情報を早期に分かりやすく提供する。
- 情報伝達手段としては、ホームページ、淡路市公式 LINE、広報紙、広報車、回覧板、避難所への掲示等を、被災状況や情報内容に応じて活用する。

□ 生活ごみ・避難所ごみ

- 災害時には、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿の処理とあわせ、家庭から排出される通常的生活ごみについても収集・処理を継続する。
- 生活ごみや避難所ごみの排出は、発生した災害廃棄物(片付けごみ等)と混在しないように収集方法の確立・住民への周知を徹底し、仮置場へ生活ごみを搬入させないようにする(仮置場で生活ごみを受け入れない)。収集した生活ごみ・避難所ごみは処理施設で処理を行う。

□ 災害廃棄物発生量

- 南海トラフ巨大地震（過去地震最大モデル）で想定される災害廃棄物発生量⇒425.7千t

市町村	災害種別	建物体由来(千t)						土材系(千t)	合計
		可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	柱角材	その他		
淡路市	南海トラフ巨大地震	61.6	123.9	165.9	11.5	15.4	15.4	32.0	425.7

- 市内河川氾濫時で想定される災害廃棄物発生量⇒13.7千t

市町村	災害種別	建物体由来(千t)						合計
		可燃物 (16%)	不燃物 (30%)	コンクリート がら (43%)	金属 (3%)	柱角材 (4%)	その他 (4%)	
淡路市	市内河川の氾濫	2.2	4.1	5.9	0.4	0.6	0.5	13.7

□ 避難所から発生するし尿

- 災害時には下水道の使用ができなくなることを想定し、初動時のし尿処理に関し、あらかじめ対応を検討しておく必要がある。
- 避難所におけるし尿発生量推計及び仮設トイレの必要数は、以下のとおりとする。

し尿発生量推計

災害種別	避難者数 (人)	1日当たりの し尿排出量 (L/日)	避難所における し尿処理需要量 (L)
南海トラフ巨大地震	3,699	6,288	18,865

仮設トイレの必要数

災害種別	避難者数 (人)	指針 (基)	仮設トイレ使用人数をもとにした		
			100人/基	75人/基	20人/基
南海トラフ巨大地震	3,699	47	37	49	185

□ 仮置場

- 災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするためには、発災後、速やかに仮置場を設置し、生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要である。災害廃棄物は膨大な量になることが見込まれることから、直接処理施設への搬入が困難となることが想定されるため、仮置場を設置するものとし、平常時にその候補地を選定する。

□ 災害廃棄物処理フロー

- 災害廃棄物の処理のスピード化と再資源化率を高めるためには、混合状態を防ぐことが重要であることから、その後の処理方法を踏まえた分別を徹底するものとする。混合廃棄物を減らすことが、復旧のスピードを高め、再資源化・中間処理・最終処分のトータルコストを低減できることを十分に念頭に置くものとする。